

<複数の資産及び取引を裏付けとする資産に係る外国為替リスクの取扱い>

【関連条項】 第 11 条等

第 11 条-Q1 投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（所謂ファンド）が特定取引勘定以外の勘定に属する場合、当該投資信託等ファンドの外国為替リスクに係るマーケット・リスク相当額の算出は、どのように行えば良いですか。（平成 19 年 5 月 9 日追加、平成 30 年 3 月 23 日修正）

(A)

第 2 条の算式におけるマーケット・リスク相当額の算出に際しては、特定取引勘定以外の勘定の取引に関しても、当該取引が外国為替リスクを伴う限り、算出対象に含まれることとなります。従って、特定取引勘定以外の勘定に属する投資信託等の複数の資産を裏付けとする資産ファンドについても、当該投資信託等ファンドが外国為替リスクを伴う場合、当該投資信託等ファンドに係るマーケット・リスク相当額を算出することとなります。その際、金融機関内部で設定された合理的な基準に基づき、投資信託等ファンドごとに一貫性をもって適用することを前提に、当該投資信託等ファンドへの出資の基準通貨に基づいて外国為替リスクを評価する方法と、「第 48 条-Q1」に基づき、当該投資信託等ファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引を把握し、当該裏付けとなる個々の資産及び取引の外国為替リスクを評価する方法のいずれかに拠って、マーケット・リスク相当額を算出することが可能です。

<複数の資産及び取引を裏付けとする資産の取扱い>

【関連条項】 第 48 条

第 48 条-Q1 投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（所謂ファンド）の信用リスク・アセットの額の算出は、どのように行えばいいですか。（平成 18 年 12 月 27 日追加、平成 23 年 9 月 12 日修正、平成 25 年 9 月 20 日修正、平成 30 年 3 月 23 日修正）

(A)

投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（所謂ファンド）については、原則として、当該資産ファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引（以下「裏付けとなる資産等」という。）を把握し、当該裏付けとなる個々の資産等の信用リスク・アセットの総額を算出する必要があります（所謂ルックスルー方式）。その際、個々の銘柄名など、第 48 条に基づき標準的手法採用行が信用リスク・アセットの額を算出するのに必要とする以上の情報を、把握することを必ずしも求めるものではありません。また、当該資産ファンドの裏付けとなる個々の資産等の把握に際しては、当該資産ファンドごとに一貫性をもって用いることを前提に、決算期末の資産運用報告書等に代えて、決算期末前の直近の資産運用報告書等を参照することも可能とします。

他方、裏付けとなる個々の資産等の全部又は一部を把握することが困難な場合には、裏付けとなる資産等の運用に関する基準等に基づき、裏付けとなり得る資産・取引のリスク・

ウェイトのうち最大のものを裏付けとなる個々の資産等の把握が困難な部分の額（不明部分の額）に適用することにより、信用リスク・アセットの額を算出することで差し支えありません。具体的には、例えば以下のような方法が想定されます。

- 1) 裏付けとなる資産等の運用に関する基準において、組み入れる資産・取引の内容について制限されていない場合又は1,250%のリスク・ウェイトが適用される証券化商品を組み入れることができる場合

前者による場合、当該ファンドにおいては組み入れる資産・取引に何らの制限もないことから、裏付けとなりうる資産・取引のリスク・ウェイトとして最大のものは、告示に定めるリスク・ウェイトにおいて最も高い資産、つまり1,250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーが該当します。

後者による場合も、明示的に1,250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーを組み入れることが出来ることから、裏付けとなりうる資産・取引のリスク・ウェイトとして最大のものは1,250%となります。

よって、不明部分の額に適用されるリスク・ウェイトは1,250%となります。

- 2) 裏付けとなる資産等の運用に関する基準において、組み入れる資産・取引の内容について、証券化商品や金融機関等向けの出資を含まないことが定められている場合

この場合裏付けとなりうる資産・取引は、証券化商品及び金融機関等向け出資を除く資産となるため、告示上250%未満のリスク・ウェイトのうち最も高いリスク・ウェイトである150%が不明部分について適用されることとなります。

- 3) 裏付けとなる資産等の運用に関する基準において、1,250%のリスク・ウェイトが適用される証券化商品の組み入れ割合が、全資産の60%に制限されている場合であって、かつ、全組み入れ資産・取引の把握が困難な場合

この場合、組み入れ資産・取引の全てについて、その把握が困難であることから資産の当該運用に関する基準において認められる資産・取引のうち、最も高いリスク・ウェイトを適用することとなります。その上で、1,250%のリスク・ウェイトが適用される証券化商品の組み入れ割合は最大60%となることから、保有するエクスポージャーについて60%は1,250%のリスク・ウェイトを適用し、残りの40%については1,250%に次いで高いリスク・ウェイトである650%を適用することとなります。

なお、裏付けとなる資産等の運用に関する基準に基づき当該資産ファンドの信用リスク・アセットの額を算出する際には、標準的手法採用行は当該運用基準が遵守されているかについて、当該投資信託等に対する外部監査や当該投資信託等からの報告その他の方法を通じ、年1回以上確認していることが必要です。また、裏付けとなる資産等の運用に関

する基準等自体が把握できない場合には、上記事例の1と同様に、不明な部分の額に1,250%のリスク・ウェイトを適用する必要があります。

<レバレッジのかかった複数の資産及び取引を裏付けとする資産の取扱い>

【関連条項】第48条

第48条-Q2 投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（所謂ファンド）で、レバレッジが掛かったものについては、どのように信用リスク・アセットの額を算出すれば良いですか。（平成19年5月9日追加、平成30年3月23日修正）

(A)

「第48条-Q1」に記載の通り、投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（所謂ファンド）については、原則として、当該資産ファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引（以下「裏付けとなる資産等」という。）を把握し、当該裏付けとなる個々の資産等の信用リスク・アセットの総額を算出する必要があります（所謂ルックスルー方式）。借入等によって当該投資信託等ファンドの裏付け資産が膨らんでいる場合（レバレッジが掛かっている場合）においても、まず裏付けとなる資産等の構成を「第48条-Q1」に基づき把握した上で、それら裏付けとなる資産等（ロング・ポジション）の信用リスク・アセットの総額を当該投資信託等ファンドの信用リスク・アセットの額とすることとなります。その際、当該投資信託等ファンドのロング・ポジションの総額の把握が必要となります。なお、当該投資信託等ファンドを保有する金融機関における簿価が所要自己資本の額の上限となります。

同様に、ショート・ポジションを持つことによって当該投資信託等ファンドにレバレッジが掛かっている場合においても、まず裏付けとなる資産等の構成を「第48条-Q1」に基づき把握した上で、それら裏付けとなる資産等（ロング・ポジション）の信用リスク・アセットの総額を当該投資信託等ファンドの信用リスク・アセットの額とすることとなります。その際、当該投資信託等ファンドのロング・ポジションの総額の把握が必要となりますが、当該投資信託等ファンドのショート・ポジションについては、所要自己資本の算出にあたり考慮する必要はありません。また、当該投資信託等ファンドを保有する金融機関における簿価が所要自己資本の額の上限となります。

例えば、以下のような事例が考えられます。

<前提条件>

- 投資信託等ファンドの時価及び当該投資信託等ファンドを保有する金融機関における簿価：20百万円
- 当該投資信託等ファンドの借入額：80百万円（レバレッジ5倍）
- 運用報告書等に基づく情報
 - 株式ロング・ポジション：40百万円

- 株式ショート・ポジション：15 百万円
- 日本国債のロング・ポジション：60 百万円
- その他のロング・ポジション：20 百万円
- その他のショート・ポジション：5 百万円
- 当該投資信託等ファンドの運用基準によると、株式、日本国債以外では、「A」格以上の社債、邦銀預金でのみ資金を運用することが可能。

	残高 (ロング)	残高 (ショート)	リスク・ ウェイト
株式	40 百万円	15 百万円	100%
日本国債	60 百万円		0%
その他の資産	20 百万円	5 百万円	50%
合計	120 百万円	20 百万円	

当該投資信託等ファンドの裏付けとなる資産（ロング・ポジション）の信用リスク・アセットの額

=50 百万円

当該投資信託等ファンドを保有する金融機関におけるリスク・ウェイト

=50 百万円÷20 百万円=250%

当該投資信託等ファンドを保有する金融機関における所要自己資本の額

=20 百万円×250%×8%=4 百万円

<複数の資産及び取引を裏付けとする資産における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額>

【関連条項】第 48 条、第 79 条、第 79 条の 2、第 79 条の 4、改正告示（平成 30 年金融庁告示第 13 号）附則第 2 条

第 48 条-Q3 投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（所謂ファンド）について、ルックスルー方式により信用リスク・アセットの額を算出する場合において、当該ファンドに含まれる派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出するにあたって、SA-CCR とカレント・エクスポージャー方式（CEM）の適用関係はどのように整理されるのでしょうか。（平成 30 年 3 月 23 日追加）

(A)

派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出にあたって SA-CCR を適用する標準的手法採用行が、ファンドにルックスルー方式を適用する場合には、当該ファンドに含まれる派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出についても、原則として SA-CCR の適用が求められることとなります。ただし、SA-CCR 適用に係る準備期間を確保す

るため、平成 30 年改正告示附則第 2 条が適用される間は、ファンド毎に SA-CCR と CEM の選択適用が認められます。

他方、第 79 条第 2 項により、平成 30 年改正告示附則第 2 条の適用期間後も CEM を選択する国内基準行は、ファンド毎に SA-CCR と CEM の選択適用が恒久的に認められます。

※ なお、銀行が保有するファンドについて、一旦 SA-CCR を適用した場合は、当該ファンドについて継続的に SA-CCR を適用することが求められます。

(参考：SA-CCR と CEM の適用関係)

国際 /国内	第 79 条第 2 項各号に掲 げる銀行	附則第 2 条の適用期間		附則第 2 条の適用期間後	
		与信相当額の 算出方法	ファンド内	与信相当額の 算出方法	ファンド内
国際統一 基準行	該当	CEM 又は SA-CCR	ファンド毎 に選択可	SA-CCR	SA-CCR
国内 基準行					
国内 基準行	非該当	CEM 又は SA-CCR	ファンド毎 に選択可	CEM	ファンド毎 に選択可
				SA-CCR	SA-CCR

<緊急保証などリスク・ウェイト特例の対象となる保証>

【関連条項】第 74 条

第 74 条-Q1 「中小企業信用保険法に規定する経営安定関連保証であって必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証」にはどのようなものが該当しますか。(平成 21 年 3 月 27 日追加、平成 28 年 7 月 1 日修正、平成 30 年 3 月 23 日修正)

(A)

中小企業信用保険法第 2 条第 4 5 項に規定する特定中小企業者（注）に対する同法第 12 条に規定する経営安定関連保証（所謂「セーフティネット保証」）は、信用保証協会の責任負担 100%を前提とした保証であり、その保証については、ほぼ全額政府の財政措置によるバックアップが講じられていることから、特例的にリスク・ウェイトを 0%としたものです。

具体的には、日本政策金融公庫再保険分にかかる政府出資金による財政措置に加え、公庫の再保険が付されていない部分についても、全国信用保証協会連合会保証補償分にかか

る政府補助金による財政措置があり、ほぼ全額政府予算によるバックアップが講じられているものです。

したがって、例えば、中小企業等経営強化法第4条第1項に規定する創業等関連保証、産業活力再生特別措置競争力強化法第33115条第31項に規定する創業関連保証(所謂「再挑戦支援保証」)、中小企業信用保険法第3条の9に規定する事業再生保険に係る保証については、上記と同様に、ほぼ全額政府予算によるバックアップが講じられているものであり、「中小企業信用保険法に規定する経営安定関連保証であって必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証」として取り扱うことで差し支えありません。

なお、上記の保証に関しては、現在における政府の財政措置のあり方等が変更される場合には、リスク・ウェイトの取扱いを見直す場合があることに留意が必要です。

(注) 対象となる特定中小企業者は、同者のうち、所謂「セーフティネット経営安定関連保証第1号～第6号(第5号については、平成30年3月31日以前に保証申込みの受付がされたものに限る。)」の認定を受けたもの、若しくは、特別小口保険にかかる保証および小口零細企業保証を受けたものが該当します。

<長期決済期間取引のアドオン掛目>

【関連条項】第79条第24項第1号、第79条の24

第79条-Q1 長期決済期間取引となる同時決済取引で、経過営業日数が4日以内のものについてカレント・エクスポージャー方式を用いる場合、アドオンの掛目はどの残存期間のものを用いますか。(平成18年7月28日追加、平成30年3月23日修正)

(A)

長期決済期間取引となる同時決済取引について、決済日の後、経過営業日数が4日以内のものについても派生商品取引と同様の扱いを維持することとした(第79条第24項第1号)のは、第79条の5で資本賦課の対象となるのが経過営業日数が5日以上であるため、それまでの期間は決済日以前の扱いを維持することを目的としています。

よって、決済日の後、経過営業日数が4日以内の期間においても、「1年以内」の残存期間に対応する掛目を用いるものとします。

<マージン・アグリーメント>

【関連条項】第79条の2第1項

第79条の2-Q1 マージン・アグリーメントは、どのような要件を満たしている必要があるのでしょうか。(平成30年3月23日追加)

(A)

マージン・アグリーメントは、第79条の2第1項において、「取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約のことをいう」と定義しています。そのため、取引相手方に対

して担保の提供を求めることができない一方契約は、マージン・アグリーメントに該当しません。

また、SA-CCR では、適格金融資産担保に対して包括的手法に基づいたヘアカットを適用した上で担保効果を勘案することから、マージン・アグリーメントによって受領する担保が、第六章第五節第二款の規定を満たす必要があります。

<オプション権の売却>

【関連条項】 第 79 条の 2 第 1 項

第 79 条の 2-Q2 オプション権を売却する派生商品取引については、与信相当額をゼロとしてよいのですか。(平成 30 年 3 月 23 日追加)

(A)

オプション権を売却する派生商品取引については、プレミアムが前もって支払われており、かつ、他の派生商品取引を対象とするネットティング・セット及びマージン・アグリーメントから除外されている場合には、与信相当額をゼロとすることができます。

<信用極度額及び最低引渡担保額の設定金額が大きい場合>

【関連条項】 第 79 条の 2 第 2 項

第 79 条の 2-Q3 信用極度額及び最低引渡担保額を変動証拠金の授受が実際には発生し得ないような金額に設定している場合においても、マージン・アグリーメントを締結している場合として与信相当額を算出する必要はあるのでしょうか。(平成 30 年 3 月 23 日追加)

(A)

マージン・アグリーメントを締結している場合として算出したネットティング・セットに係る与信相当額が、マージン・アグリーメントを締結していない場合として算出したネットティング・セットに係る与信相当額を上回るときは、後者を与信相当額とすることができます。

<リスク・ドライバーに基づく取引の区分の割り当て>

【関連条項】 第 79 条の 2 第 7 項

第 79 条の 2-Q4 ネットティング・セット内の取引は、どのような判断基準で取引の区分に割り当てればよいのでしょうか。(平成 30 年 3 月 23 日追加)

(A)

当該取引のリスク・ドライバーに基づいて、どの取引の区分に割り当てるべきかを判断していくこととなりますが、例えば、カレント・エクスポージャー方式における、金利関連取引は金利デリバティブ、外国為替関連取引は外国為替デリバティブ、クレジット・デリバティブは信用デリバティブ、株式関連取引はエクイティ・デリバティブ、貴金属関連取引（金関連取引を含む。）及びその他のコモディティ関連取引はコモディティ・デリバ

ィブに割り当てることができると考えられます（告示及び本 Q&A において定める場合を除きます。）。

＜ベースス（同一通貨の異なるリスク・ファクター間の差異）を参照する取引＞

【関連条項】 第 79 条の 2 第 9 項

第 79 条の 2-Q5 ベーススを参照する取引には、例えばどのような取引が該当しますか。
（平成 30 年 3 月 23 日追加）

(A)

ベーススを参照する取引には、例えば、次のような類似するものの同一とはいえないリスク・ファクター間の差異を参照する取引（両方のレグは同一通貨建てであるとし）が該当します。

- ・ 3 カ月 LIBOR と 6 カ月 LIBOR
- ・ 6 カ月 LIBOR と 6 カ月 TIBOR
- ・ 3 カ月 LIBOR と OIS レート
- ・ ブレント原油価格とヘンリーハブ価格

なお、異なる 2 つの通貨の変動金利を参照する金利スワップについては該当せず、当該金利スワップは外国為替デリバティブに区分されます。

＜インフレ・スワップの取引の区分＞

【関連条項】 第 79 条の 2 第 7 項～第 10 項

第 79 条の 2-Q6 インフレ・スワップについては、どの取引の区分に割り当てればよいでしょうか。（平成 30 年 3 月 23 日追加）

(A)

インフレ・スワップについては、金利デリバティブに区分されます。ただし、インフレ・スワップは、第 79 条の 2 第 8 項から第 10 項までに規定する金利デリバティブのヘッジセットとは別に、同一通貨のインフレ率を参照するインフレ・スワップごとに設けられたヘッジセットに割り当てることとします。

＜想定元本額の算出＞

【関連条項】 第 79 条の 2 第 11 項～第 15 項

第 79 条の 2-Q7 想定元本額が満期まで固定されていない場合や明確に定まらない場合には、想定元本額をどのように算出するのですか。（平成 30 年 3 月 23 日追加）

(A)

次に掲げる派生商品取引の想定元本額の計上基準は、次のとおりとします。

- ・ デジタル・オプションや target redemption forwards 等の条件付の複数の支払日を有する派生商品取引

- 条件ごとに想定元本額を算出した上で、それらの中の最大の額
- ・ 想定元本額が時価に基づいて変動する派生商品取引
自己資本比率の算出基準日の時価に基づいて算出した想定元本額
- ・ アモタイジング・スワップやアキュムレーション・スワップ等の想定元本変動型スワップ
残存期間に係る平均想定元本額
- ・ レバレッジド・スワップ
レバレッジをかけていない金利スワップのキャッシュ・フローに一定の乗数を乗じることで当該レバレッジド・スワップのキャッシュ・フローを複製できる場合、当該レバレッジド・スワップの想定元本額に当該乗数を乗じた金額
- ・ 元本交換が複数回行われる派生商品取引
想定元本額に元本が交換される回数を乗じた金額

<デジタル・オプション（バイナリー・オプション）の想定元本額>

【関連条項】 第79条の2第11項～第15項

第79条の2-Q8 デジタル・オプション（バイナリー・オプション）については、権利行使時の支払額があらかじめ固定されている場合には、当該支払額から想定元本額を算出することはできますか。（平成30年3月23日追加）

(A)

デジタル・オプションについては、権利行使時の支払額があらかじめ固定されている場合には、次に掲げる取引の区分に応じて、当該支払額を用いた次の算式により当該デジタル・オプションの想定元本額を算出することができます。

① 金利デリバティブ又は信用デリバティブ

当該支払額

掛目 × デュレーション調整値 × デルタ調整値 × マージン期間調整値

② 外国為替デリバティブ、エクイティ・デリバティブ又はコモディティ・デリバティブ

当該支払額

掛目 × デルタ調整値 × マージン期間調整値

<外国為替デリバティブの想定元本額>

【関連条項】 第79条の2第12項

第79条の2-Q9 外国為替デリバティブについては、想定元本額をどのように算出するのですか。（平成30年3月23日追加）

(A)

外国為替デリバティブについては、外貨レグの想定元本額を円建て換算した額を、当該外国為替デリバティブの想定元本額とします。ただし、両方のレグが異なる外貨である外国為替デリバティブについては、両方のレグの想定元本額をそれぞれ円建て換算した額のうち、いずれか大きい額を当該外国為替デリバティブの想定元本額とします。

<元本交換が無いクーポン・スワップの想定元本額>

【関連条項】第79条の2第12項

第79条の2-Q10 異種通貨間のスワップ取引のうち、元本交換が無いクーポン・スワップについては、想定元本額をどのように算出するのですか。(平成30年3月23日追加)

(A)

元本交換が無く、かつ、固定金額の受払いが行われるのみであるクーポン・スワップについては、将来受払いするキャッシュ・フローの額を想定元本額とすることができます。なお、受取額と支払額のいずれを想定元本額とするかは、第79条の2-Q9（<外国為替デリバティブの想定元本額>）に従うこととします。

<ボラティリティ又はバリエーションを参照する場合の時価調整後想定元本額>

【関連条項】第79条の2第14項・第15項

第79条の2-Q11 ボラティリティ又はバリエーションを参照するエクイティ・デリバティブ又はコモディティ・デリバティブについては、時価調整後想定元本額をどのように算出するのですか。(平成30年3月23日追加)

(A)

参照するボラティリティ又はバリエーションの水準に契約単位を乗じた額を時価調整後想定元本額とします。

<事業法人等が複数の外部格付を有する場合>

【関連条項】第79条の2第13項

第79条の2-Q12 クレジット・デリバティブが参照する事業法人等が複数の外部格付を有する場合は、どのように取り扱えばよいでしょうか。(平成30年3月23日追加)

(A)

クレジット・デリバティブが参照する事業法人等が複数の外部格付を有する場合には、信用リスクの標準的手法に係る格付の使用基準に準じて取り扱うことが適切であると考えられます。すなわち、掛目の判定に当たっては、あらかじめ適格格付の使用基準を設けることが必要となるほか、複数の格付がある場合は2番目に低い掛目をを用いることとなります。

<実効想定元本額の算出に使用する M_i 、 S_i 、 E_i の具体例>

【関連条項】 第 79 条の 2 第 11 項～第 15 項

第 79 条の 2-Q13 実効想定元本額の算出に使用する M_i 、 S_i 、 E_i の具体例を示してください。

(平成 30 年 3 月 23 日追加)

(A)

M_i 、 S_i 、 E_i については、例えば、次の表のようになります。

商品の種類	M_i	S_i	E_i
残存期間 10 年の金利スワップ又は CDS	10	0	10
5 年後に開始する 10 年物金利スワップ又はフォワード	15	5	15
6 カ月後に開始し、12 カ月後に終了する FRA (開始時点で決済される場合)	0.5	0.5	1
6 カ月後に開始し、12 カ月後に終了する FRA (終了時点で決済される場合)	1	0.5	1
現金決済されるヨーロピアン・スワップション (5 年物金利スワップが原資産であり、行使日が 6 カ月後に到来するもの)	0.5	0.5	5.5
現物決済されるヨーロピアン・スワップション (5 年物金利スワップが原資産であり、行使日が 6 カ月後に到来するもの)	5.5	0.5	5.5
残存期間 10 年のバミューダ・スワップション (行使日が年 1 回到来するもの)	10	1	10
残存期間 5 年の金利キャップ又は金利フロア (原資産が 6 カ月物金利であるもの)	5	0	5
最終行使日が 1 年後の債券オプション (原資産が残存期間 5 年の債券であるもの)	1	1	5
残存期間 1 年の 3 カ月ユーロドル先物	1	1	1.25
残存期間 2 年の債券先物 (原資産が 20 年国債であるもの)	2	2	22
残存期間 6 カ月のオプション (残存期間 2 年の債券先物を参照し、当該債券先物の原資産が 20 年国債であるもの)	2	2	22

<特定の期日に時価が零になるように契約条件が再設定される場合の残存期間>

【関連条項】 第 79 条の 2 第 3 項第 1 号及び第 11 項第 7 号イ

第 79 条の 2-Q14 特定の支払期日においてその時点でのエクスポージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の支払期日において時価が零になるように契約条件が再設定される派生商品取引の残存期間は、どのように算出するのですか。(平成 30 年 3 月 23 日追加)

(A)

次の再設定日までの期間を残存期間とみなすことができます。

<暦日数の使用>

【関連条項】 第 79 条の 2 第 3 項第 1 号、第 11 項～第 15 項

第 79 条の 2-Q15 ボラリティティ調整率の調整、デュレーション調整値、マージン期間調整値及びデルタ調整値の算出において、営業日数ではなく、暦日数を用いることは可能でしょうか。(平成 30 年 3 月 23 日追加)

(A)

規制裁定行為や恣意的な利用がなされない限りにおいて、営業日数ではなく、暦日数を用いることができます。この場合において、第 79 条の 2 第 3 項第 1 号及び同条第 11 項第 7 号の算式における「250」は、算出基準日から 1 年を経過する日までの間の暦日数とします。

<デルタ調整値の算出に使用する P_i >

【関連条項】 第 79 条の 2 第 11 項～第 15 項

第 79 条の 2-Q16 オプションに係るデルタ調整値の算出に使用する P_i には、スポットレートを用いれば良いでしょうか。(平成 30 年 3 月 23 日追加)

(A)

P_i について、原資産のフォワードレートを用いることが適切な場合には、当該フォワードレートを用いなければなりません。ただし、当該フォワードレートの算出が困難な場合には、当面の間、第 79 条の 2-Q17 (<デルタ調整値の算出が困難であるオプションの取扱い>) に従いデルタ調整値の算出を行うこととします。

<デルタ調整値の算出が困難であるオプションの取扱い>

【関連条項】 第 79 条の 2 第 11 項～第 15 項

第 79 条の 2-Q17 オプションに係るデルタ調整値の算出が困難である場合に、当該デルタ調整値をどのように算出すれば良いでしょうか。(平成 30 年 3 月 23 日追加)

(A)

オプションに係るデルタ調整値は、原則として、第 79 条の 2 第 11 項第 6 号イの表の上欄に掲げる取引の区分に応じて同表の下欄に定める算式を用いて算出する必要があります。ただし、当該算式を用いてデルタ調整値を算出することが困難である場合には、当面の間、次のとおり取り扱うことを可能とします。

- ・ 取引の区分が「コール・オプションの買い」または「プット・オプションの売り」に該当する場合は、デルタ調整値を「1」とします。
- ・ 取引の区分が「コール・オプションの売り」または「プット・オプションの買い」に該当する場合は、当該オプションのデルタ調整値を「-1」とします。

<相殺消去>

【関連条項】 第 79 条の 2、第 79 条の 3、第 79 条の 4

第 79 条の 2-Q418 派生商品取引及び長期決済期間取引のうち、本支店間または連結会社間の取引は相殺消去しても差し支えないでしょうか。(平成 30 年 3 月 23 日修正)

(A)

派生商品取引及び長期決済期間取引等のオフ・バランス取引についても、本支店間または連結会社間の取引は連結決算上、相殺消去すべき取引であり、リスク・アセットに計上する必要はありません。

<ウォーク・アウェイ条項>

【関連条項】第 79 条の 2 第 1 項、第 79 条の 24 第 2 項・3 項

第 79 条の 2-Q819 相対ネットティングにウォーク・アウェイ条項を含む場合の扱いはどうなりますか。(平成 30 年 3 月 23 日修正)

(A)

ウォーク・アウェイ条項(注)を含む契約に関しては、与信相当額の算出に際しネットティング効果を勘案することはできません。

(注)ウォーク・アウェイ条項とは、債務不履行当事者がネット債権者となった場合であっても、債務不履行当事者の取引相手方が支払額を限定ないし全く支払わないことを許容する条項をいいます。

<相対ネットティング契約の法的有効性>

【関連条項】第 79 条の 2 第 1 項、第 79 条の 24 第 2 項第 2 号、第 79 条の 3 第 1 項、第 103 条、第 104 条、第 113 条第 2 項及び第 3 項

第 79 条の 2-Q920 「法的に有効な相対ネットティング契約」とは、具体的にどのような契約をいうのですか。(平成 18 年 7 月 28 日追加、平成 30 年 3 月 23 日修正)

(A)

「法的に有効な相対ネットティング契約」とは、関係各国の法律の下において法的有効性を有している相対ネットティング契約のことをいいます。

法的有効性は、具体的には、法的紛争が生じた場合、関連する法律に照らして、銀行のエクスポージャーが当該ネットティング契約の下でネットされた額に止まると所管の法廷および当局が判断するであろうことを示す、書面による合理的な法的見解(リーガル・オピニオン)が存在していることを確認することによって判断するものとします。

なお、関連する法律とは、次のとおりです。

- ・ 取引相手に設立の許認可を与えた国の法律、また、取引相手の海外支店が含まれる場合、上記に加え当該支店の所在する国の法律
- ・ ネットティングの対象となる個々の取引に係る法律
- ・ ネットティングを実行するために必要な契約に係る法律

<相対ネットティング契約の法的有効性>

【関連条項】第79条の2第1項、第79条の24第2項第2号、第79条の3第1項、第103条、第104条、第113条第2項及び第3項

第79条の2-Q1021 相対ネットティング契約の法的有効性に関する書面による合理的な法的見解（リーガル・オピニオン）の存在は、どのように確認すればよいのでしょうか。また、個々の相対ネットティング契約毎にリーガル・オピニオンを取得しておくことが必要ですか。（平成18年7月28日追加、平成30年3月23日修正）

(A)

各金融機関は、外部の法律事務所、自行の法務関連部署等にリーガル・オピニオンを作成させるなど、最も適切と考えられる方法で合理的な法的見解が存在することを確認することが必要です。

また、規制上、個々の相対ネットティング契約毎にリーガル・オピニオンを取得することは必ずしも必要とされませんが、各金融機関は、締結されている個々の相対ネットティング契約について、取得済のリーガル・オピニオンに照らして法的に有効であると判断されることを確認し、必要と判断される場合には、当該リーガル・オピニオンを補強することが必要と考えられます。

<相対ネットティング契約の対象取引>

【関連条項】第79条の2第1項、第79条の24第2項第2号、第79条の3第1項、第103条、第104条、第113条第2項及び第3項

第79条の2-Q1122 相対ネットティング契約の対象取引に、与信相当額の算出対象から除外することが認められている取引（原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引）が含まれている場合には、どのように扱いますか。（平成18年7月28日追加、平成30年3月23日修正）

(A)

相対ネットティング契約の対象取引に、与信相当額の算出対象から除外することが認められている取引が含まれている場合には、銀行はネットティング効果を勘案する際に、当該取引を含める方式と含めない方式の何れかを選択して差し支えありません。

ただし、この選択は原則として変更することはできないものとします。

<個別誤方向リスクが特定されたエクスポージャーの取扱い>

【関連条項】第79条の43第9項及び第10項

第79条の43-Q1 期待エクスポージャー方式で与信相当額を算出する場合に、個別誤方向リスクを有する取引に係る信用リスク・アセットの額の算出方法について教えてください。（平成24年6月6日追加、平成30年3月23日修正）

(A)

個別誤方向リスクを有する取引は、通常の実行とは異なる取扱いが必要となります。

まず、法的に有効な相対ネットリング契約に基づき、他の取引との相殺が認められる取引であったとしても、ネットリング・セットに含めることが認められていません（第79条の43第9項）。そのため、当該取引については、単独でネットリング・セットを構成するものとしてエクスポージャー額を計測する必要があります。

また、信用リスク・アセットの額の算出において、個別誤方向リスクの特性を勘案することが求められています（同条第10項）。この場合の算出方法の具体例として、バーゼル銀行監督委員会による「Basel III: A global regulatory framework for more resilient banks and banking systems」（平成22年12月16日公表）の paragraph 101 において、参照企業と法的な関係のある取引相手方との「クレジット・デフォルト・スワップ契約」や「エクイティ・デリバティブ契約」が挙げられていますが、その他のリスク特性が異なる取引であっても、個別誤方向リスクの特性に応じて、適切に信用リスク・アセットの額を算出することが必要となります。

<期待エクスポージャー方式におけるストレス期間>

【関連条項】第79条の43第3項

第79条の43-Q2 期待エクスポージャー方式で与信相当額を算出する場合に用いるストレス期間について教えてください。（平成24年6月6日追加、平成30年3月23日修正）

(A)

期待エクスポージャー方式で与信相当額を算出する場合には、通常の実場データとは別に、ストレス期間を含む市場データを用いる必要があります。

ここで、期待エクスポージャーの算定において、ヒストリカル・ボラティリティを用いる場合、3年間の市場データをもとにボラティリティを算出することが国際的な目線となっています。この場合、足許3年間とストレス期間を含んだ3年間の市場データを用いて与信相当額を算出した上で、ポートフォリオ全体の信用リスク・アセットの額が大きく計算される期間のデータを用いることが必要となります。

なお、CVAリスク相当額の算出において、先進的リスク測定方式を用いる場合のCVAストレス・バリュー・アット・リスクの算出におけるストレス期間としては、期待エクスポージャー方式におけるストレス期間を含んだ3年間から1年間を選定することとなりますが、選定にあたっては、信用スプレッドへのストレスの状況を勘案することが必要となります。

<期待エクスポージャー方式における適格金融資産担保の評価方法>

【関連条項】第79条の43第11項

第79条の43-Q3 期待エクスポージャー方式における適格金融資産担保の評価方法について教えてください。（平成24年6月6日追加、平成30年3月23日修正）

(A)

期待エクスポージャー方式で与信相当額を算出する場合には、原則として、ネットイン
グ・セットの評価にあたって、適格金融資産担保の価格変動についても適切にモデル化す
ることが必要となります。適格金融資産担保の価格変動をモデル化できない場合は、包括
的手法に基づいたヘアカットを適用することとなります。

<外国為替関連取引の想定元本額>

【関連条項】第79条の24第3項

第79条の24-Q1 カレント・エクスポージャー方式を用いた場合に、外国為替関連取引の
想定元本額はどのような基準で計上するのですか。(平成30年3月23日修正)

(A)

外国為替関連取引における想定元本額の計上基準は次のとおりとします。

- ・ 異種通貨間の金利スワップ
金利支払サイドの通貨による想定元本金額
- ・ 先物外国為替取引
売為替または買為替いずれかの想定元本金額
- ・ 通貨先物取引
いずれか一方の通貨の想定元本金額
- ・ 通貨オプション
コール・オプションの買の想定元本金額、プット・オプションの買の想定元本金額

<金利関連取引の想定元本額>

【関連条項】第79条の24第3項

第79条の24-Q2 カレント・エクスポージャー方式を用いた場合に、金利関連取引の想定
元本額はどのような基準で計上するのですか。(平成30年3月23日修正)

(A)

金利関連取引における想定元本額の計上基準は次のとおりとします。

- ・ 同一通貨間の金利スワップ
想定元本金額
- ・ 金利先渡取引 (FRA)
想定元本金額
- ・ 金利先物取引
想定元本金額
- ・ 金利オプション
コール・オプションの買の想定元本金額、プット・オプションの買の想定元本金額

<変則キャッシュ・フローと結びついたスワップ取引の想定元本額>

【関連条項】第79条の24第3項

第79条の24-Q3 カレント・エクスポージャー方式において、変則キャッシュ・フローと結びついたスワップ取引の想定元本額はどのように算出するのですか。(平成30年3月23日修正)

(A)

変則キャッシュ・フロー（例：分割弁済付ローン、分割実行ローン、リパッケージ債）と結びついたスワップ取引の想定元本額については、残存期間中の最大値とします。

<FRAの契約期間>

【関連条項】第79条の24第3項

第79条の24-Q54 カレント・エクスポージャー方式において、FRAの契約期間はどのように取扱うのですか。(平成30年3月23日修正)

(A)

FRA (Forward Rate Agreement) 取引の契約期間については、契約日（取引日）を初日とし、契約実行日（資金決済日）を期日とするものとします。

<先物為替予約延長時の原契約期間>

【関連条項】第79条の24第3項

第79条の24-Q65 カレント・エクスポージャー方式において、先物為替予約の延長が行われた場合、当該取引の原契約期間はどのように考えますか。(平成30年3月23日修正)

(A)

先物為替予約の延長が行われた場合、当該取引の原契約期間は、延長手続日（延長した予約のスタート日）から新期日までとします。

<IMM ロール取引>

【関連条項】第79条の24第3項

第79条の24-Q76 カレント・エクスポージャー方式において、金利スワップにおけるIMM ロール取引の“1年もの”はすべて「1年」として取扱ってよいでしょうか。(平成30年3月23日修正)

(A)

金利スワップにおけるIMM ロール取引の“1年もの”は、実日数が365日を超えるケースも含めすべて「1年」として取扱って差し支えありません。

<担保付デリバティブ取引の計算方法>

【関連条項】第 113 条、第 79 条の 24、第 88 条

第 113 条-Q1 担保付デリバティブ取引（いわゆる CSA 契約による取引）の資本賦課は具体的にどのように計算すればよいですか。（平成 25 年 3 月 28 日修正、平成 30 年 3 月 23 日修正）

(A)

第 79 条の 24 において再構築コスト（RC）が零を下回ることができないとされているのは、負の再構築コストによりアドオンを相殺することを認めない趣旨です。これに対し、いわゆる CSA 契約による取引の場合には、差入れられた担保をエクスポージャーと認識するのに対応し、負の再構築コストを認識することが認められます。しかし、負の再構築コストによりアドオンを相殺することを認めないという第 79 条の 24 の趣旨は CSA 契約による取引でも妥当します。その上で、例えば、イニシャルマージンなど、再構築コストを上回る担保を徴求している場合には、当該超過担保によって、アドオンを相殺することは可能です。

<ファンドに含まれる派生商品取引等の取扱い>

【関連条項】第 167 条第 1 項

第 167 条-Q2 第 167 条第 1 項に従い保有するエクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額を計算する場合（所謂ルックスルー方式）であって、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の中に株式関連派生商品取引が含まれている場合の信用リスク・アセットの額の算出方法はどのようになりますか。（平成 25 年 3 月 28 日修正、平成 30 年 3 月 23 日修正）

(A)

第 167 条第 1 項においては、保有するエクスポージャー（所謂ファンド）の「信用リスク・アセットを直接に計算することができない場合で、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産が明らかなきは、当該裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額をもって当該エクスポージャーの信用リスク・アセットとすることができる。」と規定されています。こうした場合であって、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の中に株式関連派生商品取引が含まれるときは、第 157 条第 5 項において準用される第 79 条の規定に従い算出される額を EAD として、取引の相手方のリスク・ウェイトを乗ずることにより、取引の相手方に対する信用リスク・アセットの額及び CVA リスク相当額を算出する必要があります。これに加えて、資産のリスクに関しては、内部格付手法を採用する金融機関が株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に際して PD/LGD 方式及びマーケット・ベース方式の簡易手法を用いる場合は、第 166 条第 5 項及び同条第 6 項に従い、必要に応じショート・ポジションはロング・ポジションと見なした上で、株式等エクスポ

ージャーの保有に対する信用リスク・アセットの額を算出することになります。

具体的には、以下のような例において、内部格付手法を採用する金融機関がマーケット・ベース方式の簡易手法を用いている場合、次のように信用リスク・アセットの額を算出することになります。

<前提条件>

- ・ファンドの時価及び当該ファンドを保有する金融機関における簿価：100 百万円
- ・株式ロング・ポジション（非上場株式）：90 百万円
- ・派生商品取引（取引所における株価指数先物、取引相手方は適格中央清算機関）のショート・ポジション（ロング・ポジションとすべて異なる銘柄で構成）：想定元本 90 百万円（日経平均株価 15,000 円、取引単位 1,000 円、6 単位、時価 10 百万円、残存期間 1 年以内）

	EAD	リスク・ウェイト	信用リスク・アセットの額
株式ロング・ポジション	90 百万円	400%	360 百万円
株式ショート・ポジション (資産に対するリスク)	90 百万円	300%	270 百万円
株価指数先物の ショート・ポジション (取引の相手方に対するリスク)	105 百万円 (注 1) ± 5.4 百万円 ($\leftarrow 90$ 百万円 $\times 6.0\%$)	2% (注 12)	0.3 百万円
CVA リスク相当額			0 百万円 (注 23)
合計			630.3 百万円

(注1) 概算

(注12) 適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーのリスク・ウェイト

(注23) 中央清算機関との間の派生商品取引については、CVA リスク相当額の捕捉は不要

<信用リスク・アセットのみなし計算>

【関連条項】第 167 条第 1 項等

第 167 条-Q4 保有するエクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額を計算する場合（所謂ルックスルー方式）で、裏付けとなる個々の資産の一部が必ずしも明らかでないときは、当該不明部分の信用リスク・アセットの額を保守的に算出することは可能ですか。（平成 19 年 5 月 9 日追加、平成 30 年 3 月 23 日修正）

(A)

第 167 条第 1 項に基づき、保有するエクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額を計算する場合（所謂ルックスルー方式）は、原則として、当該

エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産を把握し、当該裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額を算出する必要があります。当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の把握に際しては、当該エクスポージャーごとに一貫性をもって用いることを前提に、決算期末の資産運用報告書等に代えて、決算期末前の直近の資産運用報告書等を参照することも可能です。

こうした中、裏付けとなる個々の資産の一部を把握することが困難な場合には、裏付けとなる資産の運用に関する基準に基づき、裏付けとなり得る資産のリスク・ウェイトのうち最大のものを当該不明部分の EAD に適用することにより、信用リスク・アセットの額を算出することで差し支えありません。また、裏付けとなる資産の運用に関する基準を用いても、当該不明部分の信用リスク・アセットの額の算出が困難な場合には、第 167 条第 5 項に基づき、当該不明部分のリスク・ウェイトの加重平均が 400%を下回る蓋然性が高いときは、当該不明部分の額に 400%を乗じた額を、それ以外の場合は当該不明部分の額に 1250%を乗じた額を、当該不明部分の信用リスク・アセットの額とすることも可能です。

<ファンドに含まれる派生商品取引等の EAD>

【関連条項】第 167 条、第 79 条、第 79 条の 2、第 79 条の 4、第 157 条第 5 項、第 165 条第 5 項、改正告示（平成 30 年金融庁告示第 13 号）附則第 2 条

第 167 条-Q5 ルックスルー方式によりファンドの信用リスク・アセットの額を算出する場合において、当該ファンドに含まれる派生商品取引及び長期決済期間取引の EAD を算出するにあたって、SA-CCR とカレント・エクスポージャー方式（CEM）の適用関係はどのように整理されるのでしょうか。（平成 30 年 3 月 23 日追加）

(A)

派生商品取引及び長期決済期間取引の EAD の算出にあたって SA-CCR を適用する内部格付手法採用行が、ファンドにルックスルー方式を適用する場合には、当該ファンドに含まれる派生商品取引及び長期決済期間取引の EAD の算出についても、原則として SA-CCR の適用が求められることとなります。ただし、SA-CCR 適用に係る準備期間を確保するため、平成 30 年改正告示附則第 2 条が適用される間は、ファンド毎に SA-CCR と CEM の選択適用が認められます。

※ なお、銀行が保有するファンドについて、一旦 SA-CCR を適用した場合は、当該ファンドについて継続的に SA-CCR を適用することが求められます。

(参考：SA-CCR と CEM の適用関係)

附則第 2 条の適用期間		附則第 2 条の適用期間後	
EAD の算出方法	ファンド内	EAD の算出方法	ファンド内

<u>CEM</u> 又は <u>SA-CCR</u>	<u>ファンド毎</u> <u>に選択可</u>	<u>SA-CCR</u>	<u>SA-CCR</u>
-----------------------------------	-----------------------------	---------------	---------------

<適格中央清算機関の定義>

【関連条項】第1条第7号の3、改正告示（平成30年金融庁告示第13号）附則第3条

第1条第7号の3-Q1 エクスポーザーを有する中央清算機関が「適格中央清算機関」に該当するか判断する際に、留意すべき点は何ですか。（平成25年3月28日追加、平成30年3月23日修正）

(A)

第1条第7号の3に規定のとおり、第1条第7号の2に規定する中央清算機関のうち、

- a 銀行が第270条の8第1項に定めるところにより当該中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を銀行に提供している者であること
- b 本邦の中央清算機関である者又は海外の中央清算機関のうち当該中央清算機関が設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者であること

の両要件を満たす中央清算機関が、適格中央清算機関に該当することとなります。

ただし、平成30年改正告示附則第3条各項の規定により、当分の間、旧告示（平成30年改正告示による改正前の告示）第1条第7号の3に規定のとおり、旧告示第1条第7号の2に規定する中央清算機関のうち、

- ① 銀行が旧告示第270条の8第2項に定めるリスク・センシティブ手法により当該中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を銀行に提供している者であること
- ② 本邦の中央清算機関である者又は海外の中央清算機関のうち当該中央清算機関が設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者であること

の両要件を満たす中央清算機関が、適格中央清算機関に該当することとなります。

このうち、①に関しては、バーゼル銀行監督委員会が作成及び公表した統一的なフォーマット (http://www.bis.org/publ/bcbs227_template.xls <https://www.bis.org/publ/bcbs227.htm>) が示されていますに従って算出した結果が、各中央清算機関から銀行に対して提供されることが予定されています。

また、②のうち海外の中央清算機関については、当該中央清算機関が設立された国において、国際決済銀行・支払決済システム委員会 (BIS/CPSS) 及び証券監督者国際機構 (IOSCO) 専門委員会が平成24年4月16日付で公表した「金融市場インフラのための原則」（原題：

Principles for financial market infrastructures) と整合的な国内規則や規制が適用されており、かつ、当該規則等に基づき適切に監督されていることが、公表されている必要があります。

~~(注) なお、バーゼル銀行監督委員会から公表されている通り、2013年から1年間は、①及び②のいずれについてもその適格性の確保に向けた取組みが具体的に示されているのであれば、仮に①又は②の要件を満たさなかったとしても適格中央清算機関として扱うことが許容されます。ただし、②については、各国当局の取組みが公表されていることが必要となります。~~

<マルチレベル・クライアント・ストラクチャー>

【関連条項】 第 270 条の 6

第 270 条の 6-Q1 間接清算を行う際に、下位間接清算参加者が上位間接清算参加者及び直接清算参加者を通じて間接清算を行うスキーム（いわゆるマルチレベル・クライアント・ストラクチャー）を用いる場合は、どのように考えればよいですか。（平成 30 年 3 月 23 日追加）

(A)

銀行が下位間接清算参加者である場合における、中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー並びに上位間接清算参加者及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、銀行が上位間接清算参加者であると仮定した場合における、中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの算出と同じ方法を用いて算出するものとします。

他方、下位間接清算参加者向けのトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、銀行が直接清算参加者である場合の、上位間接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの算出と同じ方法を用いて算出するものとします。